

令和4年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和4年12月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和4年12月12日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年12月12日	11時48分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		9番	鳥飼 勝美	10番	大山 勝代	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	中牟田 文明		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 追加議案上程 提案理由説明
(議案第43号)
- 日程第2 議案第32号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第37号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事(1工区)請負契約の変更について
- 日程第9 議案第38号 国スポ・全障スポ用卓球台等備品の取得について
- 日程第10 議案第39号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第40号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第41号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第42号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第43号 令和4年度基山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 追加議案上程 提案理由説明

○議長（重松一徳君）

日程第1. 追加議案上程、議案第43号の提案理由説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。一応ふ・れ・あ・いフェスタが終わって、正直ちょっとほっとしております。では、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、令和4年第4回定例議会に付議いたします追加議案について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の追加議案は、令和4年度補正予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第43号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回、補正予算として1,952万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも88億4,890万5,000円となります。

内容につきましては、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として行う出産・子育て応援給付金事業の事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。
平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第43号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

追加の議案書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1,952万4,000円を追加し、予算総額を88億4,890万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、10款. 地方交付税を3,798万4,000円、14款. 国庫支出金を154万円増額し、18款. 繰入金に2,000万円の減額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、4款. 衛生費に1,921万3,000円の増額をお願いし、併せて14款. 予備費に31万1,000円増額することで調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款1項1目1節. 地方交付税に普通交付税3,798万4,000円の増額をお願いしております。国の補正予算第2号により追加交付される分になります。

4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、2目. 衛生費国庫補助金、1節. 保健衛生費補助金に出産・子育て応援交付金154万円の追加をお願いしております。健康管理等システムの改修に係るものでございます。

5ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に2,000万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

次に、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費では、妊娠時から出産・子育てまでの伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として行います出産・子育て応援給付金事業の予算をお願いしております。

内容としましては、18節. 負担金補助及び交付金に出産・子育て応援給付金1,750万円の追加をお願いしております。給付対象者を210名と見込んでおります。

そのほか、12節. 委託料に健康管理等システム改修委託料154万円や、1節. 報酬、会計年度任用職員報酬11万5,000円など、合計で171万3,000円の事務費の追加をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。31万1,000円を増額し、調整を図らせていただいております。事項別明細書までの説明は以上でございます。

続きまして、健康増進課長より議案資料にて説明をさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

追加議案資料により説明をいたしたいと思っております。

追加議案資料3ページをお願いいたします。

出産・子育て応援給付金事業について御説明させていただきます。

事業対象者は、令和4年4月以降に出産された方になります。

次に、事業計画・内容の概要でございますが、妊娠届出時より、妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出時の面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として、妊娠届出時5万円、出生届出時5万円の給付を行うものでございます。

伴走型相談支援につきましては、妊娠届出時と出産、産後の面談を本町で現在も行っておりますが、今回それに加えて妊娠8か月頃の方へ面談の案内とアンケートを送付し、面談を希望される方に対して面談を行うようになります。妊娠8か月頃は出産を間近に控え、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期であるとともに、産前休暇を取得し始めるタイミングで妊婦が比較的時間を取りやすい時期でもあることから、この時期に不安感、孤立感を抱く妊婦、子育て家庭に寄り添うために面談を行うものでございます。

次に、現状、目標などがございますが、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が課題となっております。妊娠期から出産・子育てまで継

続いて相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施して子育て世帯への支援を行うことが必要でございます。そのため、本事業を実施することにより町の相談窓口へつながりやすくなり、産後ケアや一時預かりなどの必要なサービスが利用でき、その結果、必要な支援が確実に妊婦、子育て家庭に届き、伴走型相談支援の実効性が高まる効果があります。

事業費でございますが、総事業費は1,921万3,000円で、財源内訳は、歳入は出産・子育て応援交付金154万円、町費1,767万3,000円となります。

歳出につきましては、追加議案資料4ページで御説明いたします。

追加議案資料4ページをお願いいたします。

最初に、先ほど申しました事業内容を掲載しております。

次に、支給対象者ですが、令和4年4月以降に出産された方となっております、所得制限はございません。

次に、支給額ですが、出産応援給付金として妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円を支給し、子育て応援給付金として出生届出後に子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。

次に、遡及適用者への支給方法ですが、事業開始前に出産された方は事業開始後に10万円を一括支給し、事業開始時点で妊娠期にある方は事業開始後に妊娠中に5万円を支給し、出生届出後に5万円を支給いたします。

次に、費用でございますが、令和4年度分の地方交付税増額分にて対応され、システム改修費については全額国庫負担になります。令和5年度につきましては、国3分の2、県6分の1、町6分の1の補助率となります。

次に、給付開始日ですが、令和5年1月以降で対象者に申請書等を送付後、申請があった方からできるだけ速やかに開始いたします。

次に、補正予算内容ですが、12月補正予算要求総額1,921万3,000円の計上をお願いしております。

歳出で、4款1項1節、会計年度任用職員報酬として訪問、電話相談等を行う助産師等の報酬11万5,000円、4款1項1目8節、会計年度任用職員費用弁償として6,000円、4款1項1目11節、通信運搬費として申請書等の送付に係る郵送料5万2,000円、4款1項1目12節、委託料として健康管理等システム改修委託料154万円を計上しており、この改修費用につきましては全額国庫負担となります。

次に、4款1項1目18節、出産・子育て応援給付金として1,750万円を計上いたしております。

内訳といたしまして、①が令和4年4月1日以降に出産した方が79人で10万円掛ける79人、790万円、②が令和5年3月31日までに出生予定の方が61人で10万円掛ける61人の610万円、③が令和5年4月以降に出産予定で、令和5年3月31日までに妊娠届出提出予定の方が70人と見込み、5万円掛ける70人の350万円となっております。

①、②、③を合計すると10万円の給付対象者が140人、5万円の給付対象者が70人となり、給付総額が1,750万円となります。

次に、伴走型支援と経済的支援のイメージ図を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

以上で詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時44分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 議案第32号

○議長（重松一徳君）

日程第2．議案第32号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。ちょっと簡単な質問ですけど、これはもともと条例的には、一部改正は去年たしか出していたいただいていましたもんね、町長と議員の分の。その分がまた一部改正になったというところでもいいんでしょう、たしか。その部分でちょっと、要するに補助というか、その交付が増えるというところで、その増える理由。要するに全般的にぱっと考えたら高騰なのかなという思いはあるんですけど、そういう説明はなかったように思いましたので、高騰とか物価高、そこの辺で今回増えたのか。

それから、第8条中に「7円51銭」が「7円73銭」になると。これは今、こういう0.00の

そこの1銭、2銭の世界がまだ計算の中に出ているんですかね。今回ちょっと久々に何十銭の世界が出ているので、ちょっとそこもお尋ねしたいと思って、お願いします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

まず、1つ目の御質問でございますけれども、提案理由の詳細説明のときにも少し申し上げたと思いますが、今回の改正は、ここ最近におけます物価の変動、特に高騰部分について国のほうで検討され、特に今回値上げをさせていただいております、例えば、自動車の燃料費でございますとか、そういったところが高騰しているということで、国のほうが限度額の見直しをされたところでございます。

そういったことから今回改正をさせていただいておりますけれども、基山町の場合は国の限度額を採用させていただいておりますので、この限度額の引上げに伴って改めて今回条例改正のほうをお願いしているというような状況でございます。

実際の何十銭までというところの細かい数字でございますけれども、こちらのほうについては国のほうで試算をされて出された結果でございますので、改正後についてはこの単価を採用させていただいて、直近で申し上げますと来年の町議会議員選挙になると思いますが、そちらのほうで交付をさせていただくということになります。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

この金額についてですけど、今、ちょうど県知事選挙があつてございますけれども、その費用負担と同額の金額となっているわけでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

国の限度額を採用されてあるということであれば、単価としては一緒になってくると思います。ただ、例えば、ポスターの掲示場の数でございますとか、運動の期間でございますとか、そういったところは違いますので、交付される金額に差異は生じてくると思いますが、そういった単価の部分については同様ではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

物価高に対応するものだという事ですけども、今後も上がっていったら、町単独で国が上限を上げればそれに合わせていくものだと思うんですけども、そもそもこの条例は有田町の松尾議長が当時全国町村議長の会長をされていて、ほかの県議会とか、市議会議員とか、市長選とかいうものには公費が負担されているけれども、町村議会にはそれがないということで、ほぼ2年間にわたって運動されて、ようやくできた機会でありますので、また今回初めて費用負担とかいうものも使われると思うんですね。ここにいる議員が来年は使うかと思うので、そのときの説明会とか、初めての制度なので、難しくなると思うので、その辺のところも丁寧をお願いをしたいと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

今のところ、具体的な日にちは決定しておりませんが、2月の下旬頃に立候補届出の説明会をさせていただきたいと思っております。今議員おっしゃったように、今回、町のほうとしても初めての公費負担の選挙でございますので、そういった部分については、申請をしていただく側、それから執行する側、併せて分かりやすいような丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えておまして、今、もう既に県内でも公費負担をされてあるところがございますので、そういったところに実際お話も伺いながら、説明会のほうは実施させていただきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第33号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第3．議案第33号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

町職員に関する案件なので、この機会に松田町長にお伺いいたします。

今、日本の給与というのは、ここ30年ぐらい初任給を含めてほとんど上がっていないんですが、上がるというと勤務年数に応じた定期昇給とか昇格になった場合ぐらいのものかなというふうに思っておりますが、今の若い世代といいますか、町職員の関心は、仕事に対する報酬よりも仕事のやりがい、要するに仕事の内容や仕事のしやすさですね、そういう環境があると私は考えておりますが、特に新型コロナの発生以降、町職員の方は今まで経験したことがないような対応をしていただいております。町長はこの町職員の方のやりがいといいますか、職員が納得するような職場づくりに今どう取り組まれておるのでしょうか。それとまた、これからどう職場環境を改善されたいと思っておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一般質問のような感じで、そういう質問が来るとここでは思っていなかったのですが、今、即興でお答えすることになりますけれども、人間というのは忙しいときに病気になるのではないかと私は思っております。自分の目的とか目標が達成されないときに、そこで精神的なものが特に多くて病気になることが多くなっていると思いますので、職員の皆さんにはまず自分で目標を立ててもらって、その目標に対して様々な努力、そして、周りからの様々なサポートがあって、それが達成されるような、そういう環境づくりが一番大事だというふうに思っております。もちろん健康面に注意するというのは当然のことでございますけれども、まずはその2点を重視して今考えているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

町長とかいう立場になりますと、やはり住民サービスを低下させたくないとか忙しいからということで、ある程度、職員の方にはいろいろ仕事をしてもらわなくちゃいけないという思いがあるかと思っておりますけれども、この頃も役場の電気等、結構遅くまでついているようで

すし、休日出勤とかは減らしていただきたいと思っているんですが、仕事の内容の見直しというのはちゃんと毎年されているんでしょうか、その辺もお聞かせください。これは総務課長でもいいですけれども。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

実際の事務事業の見直しとか、そういった部分については常に行っているところでございます。今年度については、例えば、機構改革を行ったりとか係の再編を行ったりとかいう予定はございませんけれども、そういった意味での事務事業の見直し等は行っております。

それから、時間外勤務につきましては、一応上限規制なども設けさせていただいて、その上限を超えた場合には所属長、いわゆる管理職の状況説明も含めて報告書を提出していただいております。そういった部分で一定の抑止効果と改善への検討というのはなされているというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

提案理由のところちょっとお尋ねしたいんですけど、去年は今頃——今頃というか、11月末に臨時会で、ここの部分の人事院勧告による趣旨で、そのときは、去年は期末手当等の支給月数の引下げを行われておりますけど、それが去年の1年前の話なんですけど、急に今年になって物価高騰が本当に身近なところでも、私たち主婦としても大変感じております。

今回は提案理由に初任給及び若年層の給料月額の変定並びにと、あとは同じようなところで支給月数の引上げを行う。私がちょっと気になったのは、この若年層の給料月額の変定というところが、そこら辺をもう少し詳しく説明いただきたいんですけど、そういう説明が提案の中にあるということがですね。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

いわゆる初任給を含めた若年層の引上げということでございますので、今年度採用させていただいた職員並びにここ数年間の間に採用された方については、民間と比較したときに、

これはいわゆる人勸で分析された結果でございますので、そういった部分が民間と比較すると一定低い状況にあるので、そここのところを見直すというのが、特に今回の給料表の改定については採用されておるといところでございます。

それと、最初の御質問の、昨年は11月に臨時会を開かせていただいたところでございますけれども、昨年の方は引下げでございましたので、いわゆる不利益不遡及の原則がございまして、そういった意味で11月中に改定をさせていただいて、12月のボーナスで調整をさせていただいたと。

一方、今年度の方は引上げでございまして、この部分については遡及することができますので、今年度については、いわゆる改定差額分として後日お支払いをするということができますので、そういった提案の時期というのがずれているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうことの説明を今ちょっといただきましたけど、資料の中の、例えば、3ページから4ページ、5ページ、6ページ——議案書です。議案書の2ページに議案第33号を書いていた次のページから、ずらっと資料というか、出してありますよね、職員の区分から職務の級からずっと。この中に若い人の分が、何というのか、これは全体的な職員の昇給というか、上がったところじゃないかなと思うんですけど、その中で、じゃ、何が説明による若い人のところ、若年層の給料というのは平均的と思ったらよろしいんですかね。じゃないんですか。私が間違っていたら、その訂正を分かりやすくお願いいたします。議案書の3ページから6ページ。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

この給料表というのは職員全体の給料表でございますので、全体的に全部を改正させていただいたということでございますので、そういった表になっております。

実際の改定の状況でございますけれども、この分については、資料の13ページの上段に給与改定の内容と考え方というのがございますけれども、これは人勸の骨子を抜粋したものでございますけれども、俸給表のところですね、こちらについては民間との比較を踏まえて20

歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸について改定をするというふうに国のほうが示しております。

そういったところを踏まえたところで今回、14ページになりますけれども、14ページの2番、基山町職員の給与に関する条例の一部改正の説明を行っておりますけれども、この中の①の月例給、こちらのほうで、要は民間給与との較差921円分を解消するために平均改定率0.3%で改定を行い、初任給については大卒3,600円、高卒4,000円分の引上げを基本として、それに影響部分を含めて改定をさせていただいておるというところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。松田町長。

○町長（松田一也君）

多分、ふだんあまり見慣れないということだと思うので、一番分かりやすいのが資料の4ページ、5ページですね。右側が前、左側が後なんですよね。それで、いわゆる1級、2級というのが若い人なんですよね。さらにその1号俸からがずっと若い人になって、うちが何からスタートするかは、ちょっと私、承知おきしないけど、左側の上のほうが若い人という見方をするので、比較していただくとその部分が手厚くなっているという形になります。逆に右側とか下のほうはあまり変わっていないと、そういうことで見ていただくとよく分かっていただけるかなと思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

本当に日頃見ない資料だから、私も足したり引いたりはしたんですけど、全体を見るというのがなかなか難しかったので、この場をお借りしてちょっと説明していただきました。これからもずっとこういうことは続くことだから、そのためにも参考としてお尋ねしました。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

久しぶりの人事院勧告の引上げということで、921円ですかね、少ない金額ではございますけど、公務員の皆さん方の争議権とかがない代替措置としての国家公務員の人事院勧告に

基づいて、基山町職員、町議会議員、町長、教育長の給与改正がなされておると思っております。

あくまでも基山町の職員の場合は地方公務員ですよね。人事院勧告というのは国家公務員の職員のための勧告で、基山町の職員の場合は地方公務員。地方公務員の場合は、人事院勧告に当たるところの、県なり指定都市、特別区あたりにある人事委員会の給与勧告に基づいて改定がされますよね。

基山町の場合は地方公務員の給与勧告、一番短く言えば佐賀県の人事委員会勧告に基づいて、県内20市町の場合は19市町、ほとんど全部が佐賀県の人事委員会勧告に基づいた給与改定をされると思いますけど、基山町に限ってはずっと今まで国の人事院勧告に基づいた給与改定がなされておる。昔からそうになっているからですけど、基山町だけ国の人事院勧告を適用しているということと、県内の他の市町は佐賀県の人事委員会の勧告を適用していると。その取扱いについて、基山町はずっとこういうふうになっていますけど、今後とも基山町だけは国の人事院勧告を適用するという方針に変わりはないのか、今後これを検討するつもりがあるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

まず、佐賀県のほうも以前は国庫に合わせたような給与でございました。この給与表が国と変わったのが、平成26年に国のほうが給与制度の総合的な見直しというのを発表いたしました。平成27年度にこれまでの右肩上がりの給与表を少し、結果的に言うと今回提案をさせていただいたような定年の延長なども見越したところだと思いますけれども、高年齢層を特に少し引き下げて緩やかなカーブをつくっていくと、給与体系としてですね。そういった部分の見直しが平成27年度に行われております。そのときに国のほうは一律というか、平均で2%程度引下げを行いました。特に高年齢層に関して言うと4%ぐらい引下げを行っています。

一方、そういった中で、総合的な見直しそのものは佐賀県のほうも実施をされたところでございますけれども、国の引下げが2%で、佐賀県のほうは1.85%、逆に引上げをされました。ですから、国が2%下げたのに対して1.85%上位の給与表をつくられました。そのときに基山町もどうするかという検討をされたと思いますけれども、その当ても基山町自体、県

内で見るときには決して低い水準ではなかったということで、このまま1.85%上げてしまうと低くない状態の中で最も高くなってしまふというふうな部分もあって、そういったところもございましたので、国をこれまでどおり支持していくということで、ある意味、基山町だけが一貫して国の人事院勧告を尊重しているというふうな状況になっているところでございます。

そういった中で、県の給与表を使われておる他市町、19市町との実際の給与水準としては、いまだに基山町としては決して低い状況にはございませんので、現在のところ、今後とも人事院勧告を尊重してまいりたいと思っておりますし、いろいろな制度に関しましても国に準拠した形で制度設計をさせていただいておりますので、そういった関係で今後とも国に準拠した形で行っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

なかなか歯切れの悪い答弁で、結局、職員の皆さんは、国家公務員、全国で約28万人ぐらいいらっしゃるそうですが、地方公務員は400万人か、すごいと思いますけど、基山町が今まで国家公務員の人事院勧告をやってずっと続いておる。私が言うのは、皆さん方の地方公務員の給与というのは、地方公務員法第24条ですかね、決定というのは、国及び他の地方公共団体との均衡を失しないように給与を決定しなければならないという原則がありますよね。そのときに国及び他の地方公共団体、相当前から国の人事院勧告に基づいた給与改定をしておった市町村も相当あったんですよね。今、全部が、基山町を除く他の団体が佐賀県の人事委員会の勧告を適用していると。地方公務員法第24条でいう国及び他の地方公共団体の給与を参考にしなさいとあるのを基山町だけが国の勧告を適用しているということによって、極端な話、給料が下がっているんじゃないかとか、その辺の均衡上、私はもうそろそろ他の20市町のうち19市町がやっている佐賀県の人事委員会勧告に基づいた給与改正をすべきではないかと。基山町だけが何で国を適用しているのか。その辺について、町長お伺いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大きな理由を2つ考えております。

1つは、国の調子よかったときに国に合わせて、国が少し落とすときに県に合わせる。これはまず、そういういいとこ取りをするというのは私はよくないというふうに思っております。もちろん、これから国がどんどん下がっていけば別ですが、今はちょうどいい形で、ラスパイレスで見ても20市町のうち3番目ぐらいに基山町は位置しております。もうこれ以上、そういう意味では、それが1番になる必要はないのではないかとこのように思っております。

次に、もう一つの大きな理由は、基山町はごみ処理、それから下水道その他、福岡県の自治体と共同でやっているものが非常に多くございます。それから、福岡県に接している部分も多いので、職員採用に当たってはどうしても福岡県の自治体との競合が出てくるところでございまして。今はそういう意味ではちょうどいいバランスで、おかげさまで希望者も多くて、いい職員がたくさん来ていただいておりますので、これからも、もちろん大きな変化があれば別ですが、今まで取ってきた、それこそ何十年も国家公務員に合わせてる形で基山町はやってきておりますので、この形を続けさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第33号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第34号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第4．議案第34号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第35号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第35号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題

とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第36号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第6．議案第36号 基山町職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

議案資料の40ページをお願いします。

職員の定年引上げについてという表を出していただいていると思います。ちょっと素朴な疑問なんですけれども、暫定再任用というのが少しずつ、2年ごとに定年退職を延長していつて、暫定再任用という期間を設けていらっしゃる。定年退職が延長されていくということは、要は平均寿命の延伸等によってこういうふうになっていつているんだと思いますけれども、現在60歳の状況でいくと65歳まで暫定再任用という形になっておりますが、例えば、その後、延長になった場合の暫定任用期間が少しずつ短くなってきていますよね。本来であれば定年退職後、現状は5年程度、暫定再任用ができたのに、将来的にはだんだん3年、2年、1年と減っていくと。平均寿命が延びていつているのに定年退職後の再雇用といひますか、そういうものが減っていつていると。これは将来的に国の考えで延びていくということもあろうかと思ひますけれども、その辺の今後の対応といひのは、この期間で必ず再雇用といひるか、再任用は終わっていくのか、それとも5年をある程度、町として見ていくといひうようなお考えなのか、その辺の方針の御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

確かに議員おっしゃったような国全体の動きとしては、65歳から、例えば、年金の話であつたりとかありますので、そういった検討はなされていると思ひますが、一つの区切りとして、これまでの再任用につきましても一つの区切りが65歳といひうところでございまつた。そういった意味で、今回65歳まで定年が延長されるといひうことに伴つて、これまでございま

した再任用制度というのは、あくまでも暫定的に65歳をめどとした制度でございましたので、最終的に65歳定年が完成するまでの間は暫定として残すという考え方でございます。

一方、それから先のことについては、今後また国のほうも検討されると思いますけれども、そういったときに合わせて検討させていただきたいと思っておりますし、現状で考えますと、再任用期間が切れた後に今度はこれまでの知見を生かしていただいて、例えば、会計年度任用職員として勤務をしていただいている方もいらっしゃいますので、そういった制度も活用しながら当面は運用してまいりたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

なかなかこれも私的には難しいんですけども、まず、文言的には再任用短時間勤務職員でよろしいんですかね、そういう人たちがまた延長された場合には、この方たちは時間外勤務等はどうなるのが1点、一応そこをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、時間外も当然したということになればお支払いをさせていただきますし、この制度はあくまでも定年が61歳になったときに、例えば、その1年間を、本来であれば定年が61歳でございますので、61歳までフルタイムで働いていただくというのが原則でございますが、例えば、60歳で辞めて、その後は短時間に替わるという制度でございますので、ある意味、定年の特例的な短時間職員という扱いになります。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それからお尋ねしたいことは、今、松石議員もお尋ねされましたように、要するに長寿とか、そういうところもあって、定年もちよっと長引いているというようなこともありますが、また、町長が先ほど、こういう基山町の立地条件から結構採用申込者も多いというような話もありました。

私がお尋ねしたいポイントは、要するに少子化で若い世代が少なくはありますが、やっぱり若い人たちにも働き場所はすごく大事なことでないでしょうかというところと、これから先、定年退職、60歳が延長になったということで町の職員がどれだけ働こうという思いがあるのか、若い方の採用と定年される方の再任用というか、そこら辺のバランスを町長はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いわゆるフルタイムの再任用とか定年延長のフルタイムは定数に入るの、それは新しい職員を採用するときにはいいようには働かないですね。悪いように、数的に言うのですね。だけど、短勤とか、それから、さっき総務課長が申し定年で終わった後に会計年度任用職員としてまたやるようなものは定員とは何も関係ないので、若い職員を雇うのには何も支障ないし、むしろベテランの人たちがそういう形で、給料は安いんですが、サポートしていただくことはいいことだと思いますので、そこはバランスを取ってやっていくということになると思います。

延びていく5年間の間がちょっと工夫しなきゃいけないと思いますが、5年間たっしまえば単に長くなるだけの話なので、そこはまた、新規採用とのバランスは今と全く変わらなくなると思いますので、その5年間だけが若干新規採用を減らさざるを得ないような時期が来るのかもしれませんが。そこは逆に言えば、退職される方の御希望にもよりますので、意外と今も再任用で、いわゆるフルタイム、定数を食うフルタイムを希望される方はそんなに多くないですよ。だから、そんなに今の段階では心配しておりません。

それから、ちなみに今、ちょうど55歳ぐらいから60歳ぐらいの基山町役場の職員の数は非常に少のうございますし、その後、今50代前後ぐらいが多くなっていますので、だから、今回のこの5年間の間で何か大きな問題になるという認識は持っておりません。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

同じ件なんですけれども、対象人員が12名ということで、なおかつ、先ほど言われたように本人の希望で短時間を取るのか、もう辞めていくのかで、また新規採用の数は定数であれ

ば変わっていくということで、町長は今のところ大きな問題にはならないだろうと。

少し考えると、技術職員ですね、土木とか、そういった関係の方ですけれども、技術職員数の部分で空白期間がもし空くなら、ちょっと支障が出てくるのかなという気はするんですが、新規職員に関しては入れられる人数を見ながら、そこら辺をよく検討してもらって、辞めていく方とかの数字によると思うんですけれども、そこにはちょっと注意を払っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

毎年、ずっと技術職員を入れさせていただいて、来年4月もまたそういう専門を入れるようにしておりますので、そこはこの定年延長の問題とはちょっと切り離して大きな課題だというふうに思っておりますので、いろいろと努力していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

日程第7 同意第4号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第7．同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

いつも任期が終わったらこうやって同意がありますけど、大体年間にこの方たちの会議とどうか、これはたしか町民からの要望があったときに初めてされる会議だったと思うんですが、大体年間どのぐらいあっているんでしょうかね。

○議長（重松一徳君）

酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

固定資産評価審査委員会の回数なんですけど、固定資産評価審査委員会は審査の申出が住民の方からあった際は開催するんですが、そういうふうに申出がない年でも年1回は開催をいたしまして、固定資産税の課税の状況ですとか、そういったいろんな状況についての説明をさせていただいておりますので、最低年1回は開催いたしております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

こういう制度があるということをもっと町民にどれだけ周知されているのかということも、私なんか議員になって、ああ、こういう制度があるんだなというぐらいな感じなんですけれども、なくても相談には見えるかもしれませんが、そういう周知というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

申出の周知ということによろしかったでしょうか。（発言する者あり）委員会があるということでの……（「周知」と呼ぶ者あり）

審査の申出につきましては、毎年、固定資産税の納付書のほうを発送させていただいておりますけれども、その中にこういう固定資産に関する申出ができるという記載をさせていただいております。そういうのが一つの周知になっておるわけですが、固定資産の通知を受け取って、起算してから3か月以内、その中で申出ができるということですので、今後もこういった固定資産の申出の周知につきましては、ホームページもありますし、広報もございまして、（発言する者あり）申出があった際は委員会を開催いたしまして、その申出に対する審査、そしてまた、決定をさせていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今、通知書の中にも申出の制度を入れているということも御説明がありましたね。確かにたくさんいろいろ入ってくるから、私も自分の納付書しか目を通しておりませんが、そんなに問題はないんですけれども、たまには新聞掲載されていますよね、固定資産税の計算の

間違いとか多く徴収していたとかね。そういうことも基山町に限ってはないと思いますけど、なかなかそれは町民は気がつかないところでもありますので、そういう申出等の周知も必要ではないかなということでもちょっとお尋ねしました。これからも推進はよろしくお願いします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、同意第4号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第37号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第8．議案第37号 下工3補第1号宝満川処理区第2汚水幹線管路築造工事（1工区）請負契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

このところで単純にお尋ねをしたいと思います。

御説明の中では下水道の埋設工事ということで、1か所4人の誘導員体制でやるつもりだったけれども、いろいろな事情で誘導員が少しでよくなったということで、1,217万8,100円、これが節約できると。それはありがたいことですが、単純に誘導員の調整だけで1,200万円の減額ができたという理解でよろしいのでしょうか、そのところの説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

一番大きくて、主な変更は誘導員になっております。

内容といたしまして、今回夜間工事ということと交通量が多い県道ということで、通常の賃金に対して夜間工事は5割増しがかかります。さらに交通量に対して保安灯など交通に合わせた形の施設が必要ですので、一般管理費として、これは係数でやっておるんですが、約1.4倍の係数増になります。このように誘導員に対する経費等が全て加算された後、一般標識等の現場に必要とする管理物の一般仮設材、それから、現場を管理する労務関係の労災保

険等がかかります現場管理費等と現場の管理、これは朝、昼は道路を通行状態にしますので、その辺の安全対策と、最終的な人件費関係の業務に必要な一般管理費などと業務体系の利益等、そのようなものが全てかかってまいりますので、これにつきまして、このような計算、システムでさせていただいておりますが、根拠の基準としましては佐賀県のシステムを利用しております、土木工事標準積算基準書から来ておる内容となっております。（「それ以外はないの」と呼ぶ者あり）

それ以外については、軽微なもので土質、今回立て坑といいまして、地上より6メートルから8メートルの深いところに機械を設置しまして、小規模なトンネルみたいな工事を行います。その辺の土質の部分についての変更を行っておりますが、それが軽微な変更とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

なかなか難しく、私も理解がいなくてちょっとあれですけど、いろいろな御説明をいただきありがとうございます。くれぐれも皆さんの安心・安全と、それから、作業をなさる方たちも含めて御配慮いただいて、工事を速やかにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第38号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第9．議案第38号 国スポ・全障スポ用卓球台等備品の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

資料の47ページを開いてほしいんですが、まず、47ページでは入札の成績表、結果ですけれども、備品購入のための入札ですね。単純に思うと、要するに予定価格と実際にヒラノス

ポーツに落ちた金額、物すごく差が大きいような気がするんですよね。土木的なやつでするとこんなに差が開かないし、そうすると、予定価格の見積もり方、もしくは今度結果として出た数字で品物を入れたときに本当にその仕様に合っているものが来るのかどうかという心配な面が起きるんですが、ここら辺についてちょっと御説明いただけますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

予定価格につきましては、48ページにもございますけれども、それぞれ備品の仕様書にもあります型番と合わせました定価の価格で予定価格を決めさせていただいております。また、納入品につきましても、型番、製品とも同様のものを納品いただきますので、品質的にも問題ないと考えております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

業者がいろんなルートで安く物を仕入れてやるということになると当然価格が下がったものの、その努力がこういった発注の差額で、発注者のほうとしても予算を使わなくて済むという状況なんですけど、実際に同様の仕様で業者努力で下がった部分と見積もった分がこんなに差があるというのは、今までも備品の発注の差額で、要するにパーセンテージのものですよね、問題ないというか、いつもこうなんですよというような状況なんでしょうか。もう一度同じ質問です。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

いつもということかということでございますけれども、ある程度、こういうスポーツ施設につきましては努力していただいて、結果が出ているものというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

落札率が今回63%とかなり低いので、そういった趣旨でお尋ねだと思いますけれども、い

ろいろあると思います。予定価格をつくる際に、例えば、3社、4社見積りを取って、その物品の相場といいますか、そういったものを調べた上でやっていくというのが通例であると思いますけれども、確かにこの63%というのはかなり低いほうだと思います。それでも物品の場合は、それこそ業者の努力というか、取りに行く決めてられれば落札率が80%であったりとかということもございますので、確かに今回は低かったですけれども、こういった事例が過去になかったかと言われるとそれはあっていると思います。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

安く入るということで悪いほうではないんですけども、入ったもののチェックですね、納品した場合のチェックで仕様等はしっかり確認して入れてもらおうと。

もう一点だけ質問したいんですが、次のページで、特殊な備品が今回卓球台で入っているということで、サウンドテーブルテニス用卓球台と車椅子兼用卓球台、もちろん国スポですからこういった卓球台が必要で、それも当然指示された部分の備品と思うんですが、その後、国スポが終わった後、これをどういうふうにも活用していくのかの考え方ですね。

それと、22台の卓球台が入ってくるんですが、こういった収め方をするというか、管理をするか、そこら辺をちょっと教えていただけますか、お願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

サウンドテーブルテニス用の卓球台というのは、横に縁がついておりまして、落ちにくいような形になっていまして、ネットの下をボールを通すというような特殊なものでございます。また、車椅子兼用卓球台というのは、車椅子が中に入れるように下のところの隙間が大きく開いているというような卓球台でございます。

それぞれ今回購入させていただきますので、大会終了後も障がい者のスポーツとして活用していきたいというふうに考えております。また、卓球台の22台につきましては、体育館のスペースをつくりまして、使っていないスペースに保管をしまして、まずは来年度のプレ大会、それから、本大会に向けて大事に保管して、大会に向けてきちっとした形で使いたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

卓球はすごく人気のスポーツなので、普通の卓球の大会はいろんなところであると思いますので、その後ももちろん普通の卓球の大会をやらないとは言いませんけれども、せっかくこういう台を入れたら、これから基山町が人に優しい町をアピールするためにも、今回の全障スポでやるようなものをばらして、そういう大会をいろいろ考えていくというのは、基山町にとっては一つの方向性だと思いますので、そういう努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

ここで10時55分まで休憩します。

～午前10時44分 休憩～

～午前10時55分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

日程第10 議案第39号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第39号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の33ページをお開きください。33ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、34ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、第2表 地方債補正。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

いよいよ大事な公共施設整備、地方債で補正。私ちょっと過去あったかどうか知りませんが、初めて見たような感じがします。これは基山町にとって公共施設の整備は非常に重要であると思いますし、整備をするために国の補助等々があるのか、起債の充当率はどれぐらいなのか。それと、今後の基山町の公共施設等整備5か年計画とか、そういう計画に基づいた実施計画なりを策定されるのか。

当然私は毎年毎年出てくるとは思いますけど、どういうふうな補助制度があるのか、起債の充当率はどのくらいなのか、そういうことを含めた基山町の公共施設等整備5か年計画とか実施計画とか、そういうのは策定される予定なのか、その辺についてお伺いします。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、補助制度については施設ごとにある場合もあると思いますので、今の段階でどれがどうとはちょっと言えないんですけども、活用できる補助制度があれば当然活用していきたいと思います。

充当率につきましては、今回のこの起債につきましては90%の充当率、交付税措置が30%から50%、町の財政力に応じてそこはちょっと変動しますが、それぐらいの普通交付税の措置がございます。

あと5か年計画を立てるのかということがございますけれども、公共施設等総合管理計画の個別施設計画というのをそれぞれでつくっていておりますので、それをベースに予算編成の折には、例えば、翌年度どの施設のこの部分をやりたいとかという議論はあると思いますけれども、今、議員がおっしゃられた、これから5か年の分をどういう順番でやるかというのはつくる必要があると思います。そこはこれからまた、総合管理計画のもう少し平準化というか、具体的に煮詰めていく中でつくっていく必要があると思っております。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

今、財政課長が答弁されましたけど、今後の基山町で非常に重大な公共施設整備、建てて30年、40年、公共施設の維持管理はどんどん高くなる、あるいは更新する、ビルド・アンド・スクラップで、建ててるのもいいけど、潰して廃止することも念頭に置いていかなければならないと思います。だから、そういう観点から私は前、過去にもしましたけど、今、建設課の公共施設、建設課のテリトリーとしては道路なり、そういう個々具体的なものもあるし、町民会館、庁舎、いろんな面については各課担当課が分かれています。全庁的に公共施設等管理を統括した課として、各課のいろんな事業を取りまとめて、どうして年次計画に立て直すかと、そういう計画というのは私は企画政策課の範疇に入るんじゃないかと思って、企画政策課を中心に各課の公共施設等を今後どうするかと、重要な課題とっております。

これについて私が勝手に企画調整課と言っていますが、町長、その辺について総合的な取りまとめをする課が必要じゃないかと思っておりますけど、御答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

組織的なことはいろいろ考えさせていただきたいと思いますが、ただ、今回もお分かりいただいたと思いますが、公共工事管理計画というのは、ある程度の建設なり建築に対しての専門知識がないとなかなか難しいものではないかなというふうに思います。だから、そういう意味でいうと、今度は企画政策課にそういう人材を配置しなければいけないというふうになりますので、そうすると今度は建設課チームが弱体化するということになりますので、どういう形にするかはまたゆっくり考えさせていただこうと思いますが、取りあえずは今の建設課の中に公共工事があるというのは、今、室にして別途また管理職を、参事職を設けているわけですので、その形をしばらくは続けさせていただきたいと思っております。

企画のほうは、広報から始まって本当に多くの業務を今やっていますので、かなり業務量も増えておりますし、もしそれをやろうと思えば、また今度は企画政策課を巨大にして、すごい巨大な企画政策課みたいな話になってしまうと思いますので、それがいいのかどうかというのもこれから考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それでは次に、事項別明細書に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

3ページ、歳入12款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、13款1項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

5ページ、14款1項1目、5目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、14款2項1目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、15款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、15款2項2目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

9ページ、15款3項1目、6目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、16款2項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページに行きます。

17款1項3目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、18款1項2目、10目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、20款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページに行きます。

20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

15ページに行きます。

21款1項7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、歳出のほうに行きます。

16ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、2款1項1目、2目、3目、4目まで。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、2款1項5目、6目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

2款1項5目の10節、需用費の光熱水費、今回の議案等々で燃油の上昇、あるいは物価高騰によるこういった補正が組まれている部分があるかと思えます。これは全般についてお尋ねします。

町長もおっしゃっていました休憩時間等、庁舎内の照明を消されて電気代の節約等をされているということで、その辺の努力は職員の皆さんされているかと思えますけれども、町民の方からもちょっと聞かれたんですが、例えば、多目的グラウンド、あるいは総合体育館周辺、街灯等がついておりますけれども、そういった町内の――防犯灯の問題もあるから一概に全てを消すのが妥当かという問題はあるかと思えますけれども、そういった対策を町として取られているのかというところを聞かれたこともありますので、そこについてお尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今のグラウンドとかを夜もうちょっと暗くしろというふうに言われているんでしょうか、ちょっと意味が私よく分からなかったの。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

すみません、例えば、10時とか11時ぐらいまでウォーキング等をされたりする方もいらっしゃると思いますので、その程度の時間帯まで点灯している分はいいかと思えますけど、深夜にわたってついているところとか、そういった消してもいいようなところがあれば消すべきではないだろうか。どこという指摘ではないんですけども、庁舎内の照明だけではなく、そういった町としての努力をされていらっしゃると思いますかということでしたので、お尋ねしました。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

すみません、私はある一定の時間になったら消えているというふうに理解していましたので、その辺もまたチェックさせていただきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

町民会館周辺でございますけれども、こちらはちょっと時間を確認したいと思っておりますけれども、10時で消えているというふうに設定ができますので、そういう設定を夏と冬とやっておりますので、夜中中ついていることはないというふうに考えています。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

総合公園の多目的グラウンド周辺について御説明いたします。

周辺につきましては10時に消灯いたしますが、ただ、近頃コロナ禍もありまして、早朝からのウォーキングを希望される方が多うございますので、早朝、ちょっと時間は確認しますが、4時過ぎからウォーキングの部分だけを点灯させて、これも部分的には消しておりますけれども、周りの住宅に支障がないような形で点灯し、そういった屋外での運動の部分についての要望に対応しております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

あまりここを深掘りして追及するつもりはないんですけれども、その状況は分かりましたが、庁舎内の照明を消す以外の何かしらの対策というのは庁内会議等ではされていないということでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何度もここで話ししていますけど、ピークカットが一番のポイントだと思いますので、これを現実はどうやっていくか、太陽光なんかの活用というのは有力だと思いますので、その辺りを行っていくというのが一番効率的だし、大きく数字的に影響するというふうに思っていますので、庁舎、それから給食センター、いわゆるある程度大きな電気量を必要とするところのピークカット、デマンド制御、これが一番だというふうに思っていますので、その

議論は結構やっているんですけど、結局何かでそれをやらなきゃいけないので、それをやるためのものはやっぱり太陽光かなと今思っているところなんですけどね。

○議長（重松一徳君）

ほかありませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

19ページ、2款1項7目、14目、15目まで。19ページ、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、20ページに行きます。

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

21ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページ、2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、3款1項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、3款1項の4目、5目、6目。品川議員。

○11番（品川義則君）

6目の障がい児施設の通所、放課後等デイサービスですか、その件で資料を出していただいたんですけども、町内の6か所、ホームページを見せてもらったんですけど、ホームページ自体がないところとか、ホームページがあっても利用料金に全く記載がないとか、少

しだけ書いてあるとか、また、1か所については自己評価ですね、施設の保育士、それから保護者がそれぞれ評価しているとか、ばらばらなんですけど、こういったものの管理ですね、これだけ多額の費用を出しているのに、監督責任とか管理とかいうことに関しては、基山町はどれぐらいの関わりができるのか、どれぐらいの指導、指示ができるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

放課後等デイサービス事業所の指定につきましては佐賀県のほうが行っておりまして、大体1回の指定で6年間の指定期間というところでございます。

ホームページ等につきましては、事業所それぞれの考え方とか、そういったものもあると思いますので、町のほうで特にホームページ等を立ち上げてくださいというようなことは行っていないところでございます。

監督責任につきましては、事業所の指定につきましては佐賀県のほうが行っておりますけれども、町のほうでも事業所の不正等ございましたら、保護者のほうからそういったお話があるようでしたら、佐賀県のほうとも協力しまして、そういったところで調査のほうに入らせてもらっているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

こういう施設で一番問題なのが指導、保育士とか適切な決められた陣容があると思うんですけども、そこに不足していたとか、そこをいないのに加算していたとかいうことと、それから利用状況ですよ、こういったものを加算していたとか、使われていない、来ていない子の人数を増やしているとか、そういうことがあると思うんですけども、そういったことについて基山町が調査するとか、そういう権限はあるわけですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今まで基山町以外のほうでも行われた不正請求につきましては、人員配置の面で必要な人

員を配置されていないというような状況があったことが大きい要因だと思います。そういった事業所への立入調査、そういった施設の運営面につきましては、佐賀県のほうに監督権限がございます。また、利用人数とか、そういったものの給付費につきましては、町のほうから給付をさせていただいておりますので、そういったところの面では基山町のほうに監督責任がございますので、いずれにしましても、県庁の調査、また、佐賀県のほうも年間1回は事務調査、施設調査に入られておりますので、そこに町の職員も同行いたしまして、佐賀県と協力してそういった不正がないように事業所のほうの調査をしているような状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それから、頂いた資料によると、プレイスクールLikePot基山ですかね、定員が10名で利用児童生徒数が町内20人と町外18人と。この数字の——ほかのところもそうですよね、定員が10人なのに19人の利用者がある。そういったところは延べなのか、それぞれどういう内容なのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

放課後等デイサービス事業者の定員というのが、1日当たりの通所で受け入れる人数を定員と言っております。例えば、町内20人いらっしゃいますけれども、その20人の方が毎日行かれるというわけではないです。例えば、町内の方が月曜日は5人、町外の方が5人とか、それでマックス10人で、その利用者がどういった利用をするかということで必要になってまいりますので、この20人、18人で38人の方が毎日通っているとか、そういうことではないです。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

私も同じところなんですけれども、また違うところから。すみません、毎回同じような質問をしているかもしれないんですが、このところがどんどん毎年毎年増加していくわけで

すね。これは行く行くどこまでいったら止まるんだろうということが予測できなくて、この増加の背景について以前お聞きしたときは、障がいとかの診断が増加しているとか、そういうことを伺ったんですが、どうもそうじゃない要因もあるような気がするんですけども、そのところを何かございましたらお願いしたいと思うんですけど。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障がい児通所利用の増加要因としましては、やはり対象者の増加、事業所数が今年度は、放課後等デイサービス事業者でいえば4から6に増えているというのが大きなところだと思います。

対象者の増加の点では、そういった診断とか、保育士の目、また、医療機関での気づきの目がやはり増えているというのもありますし、ネット等でもそういった状況について、親御さんも気づきというか、そういったものも増えているというところがあるのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

やはりそういうところかなと思いつつも、私もいろんなものを見てみたら、女性の就業率が上がってきたところでの増加もあるんじゃないかというようなことも出ているんですけども、女性の就業率が上がればどうしても預けていくからですね。だけど、そういうところも含めてこのところはとても大きな問題だと思っていて、例えば、厚生労働省とか、そこから辺で今後の全体的なこういうケアも含めたというか、お母さん方の就労数というんですか、そこを支えるとか、そういうふうな方向性とか、何か厚生労働省のほうで今後考えいращるようなことはあるのかなと思って、もしそういうのがあればちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの障がい児通所給付につきましては、あくまでもお子さんの療育に必要な事業所の

支援になります。ですので、就労については、あまり関係がないというわけではないんですけれども、少ないのかなと思います。実際そのお子さんが療育をどれぐらい行う必要があるかというのが1人当たりの利用回数になってまいりますので、そういったところで事業所と保護者の方でお話しされて、利用回数が増えていく、また、町内の事業所も増えておりますので、1人の方が1つの事業所だけにずっと通っているわけではなくて、資料にもちょっとお出ししたんですけれども、1人の方が2事業所、3事業所と、町内の事業所、町外の事業所と使い分け——使い分けじゃないです。そういった適した療育の場所を探されて通所を受けられているというところもございますので、それにつきましては、保護者が事業所を選ばれて利用されているということが給付費が増加している要因にもなっているのじゃないかと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

もう一つだけ。こここのところ、私も勉強不足ですみませんが、この給付決定というのは各自治体によって差があるんでしょうか、それとも全国统一みたいなものがあるんですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

お一人の方が利用される日数につきまして、上限というのは国のほうで定められております。マックスといたしまして、月当たり、例えば、30日の月でいきますと30日から8を引いた日数、22日が上限になります。また、31日の月ですと、31から8引いて23日というのが最大の上限になります。ただ、そこにつきましては、この子はそこまでの上限ではなくて月15回の利用でいいとか、月8回の利用でいいんじゃないですかというのは、そこは事業者と親御さんとのお話し合いになります。

また、今後どれぐらい伸びていくかというところで少し調べたんですけれども、放課後等デイサービスを昨年度の同時期、9月で調べて、やはり今年度は少し伸びていたんですけれども、同時に児童発達支援、未就学児の通所の利用者、こちらのほうも今年度は昨年度と同数ぐらいの人数がいらっしまったので、中学生ぐらいになってくるとそういった施設の利用は少し減っていくような状況にはなってくるんですけれども、今後、少なくとも二、三年は

まだ今の状況が続くんじやないかなと考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それでは、次に行きます。

25ページ、3款2項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、3款2項3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、27ページ、4款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、28ページ、4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、6款1項2目、3目、5目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、30ページに行きます。

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、31ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

32ページ、8款2項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、33ページ、8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、34ページ、8款5項1目。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

お尋ねします。

町政報告で、園部団地の建て替えて1戸の方が移転を完了されたというふうな報告をされております。現状の移転交渉の状況と見通しについてお伺いします。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

町政報告で町長からの報告もございましたとおり、既に1世帯の方が他の町営住宅のほうに移動されております。現在、あと2世帯の方と交渉中で、お一人の方は1月頃移転をしていただく予定で、もう一人の方はお部屋の整備がありますので、2月か3月頃になるのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

残りのこと。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

残りの方につきましては、8月に住民説明会をした後に個別で一件一件世帯のほうとヒアリングをしまして、今後こういったような移転を検討しているか、もしくは新しい住宅に移転するとか、そういったお話を伺っているところでございます。

全部で今現在40世帯いらっしゃって、2世帯が移転を予定されております。38世帯がまだ今後の移転先等ははっきり決まっているというわけではない世帯です。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員、いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

同じく園部団地の件ですが、行ってみると何か寂しいというか、もちろん移転するので、ちょっと表現は悪いですが、ほったらかしと言うとちょっと言い過ぎだとは思いますが、園部団地の管理運営に関して様々な修理を今までやってきたと思うんですが、今後はその辺はどうするんですか。もう一切やめますということなんですか、最低これとこれとこれはやりますと、あと何年かかるか分かりませんがね。それについて説明してください。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

園部団地につきましては、必要な施設については現在も修繕を行っております。今年度、ちょうど今発注をしているんですけれども、園部団地の生活排水処理施設のほうの2基あるポンプだったと思うんですけれども、1基が動いていなくて、もう一基は交換したほうが良いというような指摘を点検業者のほうから受けておりましたので、今年度中にそちらのほうの修繕をする予定としております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それ以外はもうしませんということなんですか。今までやっていたけれども、やりませんということなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

生活する上で必要なものに関しましては、幾ら移転とか崩す、新しく建て替えるのが決まっておりますけれども、今の生活に支障を来す分につきましては、その都度修繕を対応していきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次に行きます。

35ページ、9款1項2目、3目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、10款2項1目、2目、3目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1目の基山小学校管理費の需用費のところの修繕料、入札減というふうな御説明でよかったですかね。これは、それでもって職員室の改善に当たった部分かなと思っておりますけど、それで無事終了しているのかということ、もう既にお使いになっているのかなと思っておりますけど、あそこを北側のほうにたしか増築、それから、東側の出入口をどうするかどうかというふうなところで、ちょっとあのとき私たちも行ったんですけど、それと3点目に、結構大きな200万円という入札減ですけど、最初から見積りのところで、どういうところでこれだけの入札減があったのかお尋ね、3つですね。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、修繕は議員おっしゃられたとおり、職員室を廊下側のほうに拡充を行いまして、学校の授業等もありましたので、夏休み中に終わって、今現在使っております。

実際使用に当たっては、フローリングの部分については、一部はぐってみないと金額が分からない部分もあったんですけども、それほど費用はかからなかったということで、入札減プラス仕様の変更でこれだけの金額の減が出ているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

すみません、仕様変更はどういうところだったんですか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、幾つか変更したんですけれども、先ほど言われた廊下側との仕切り、最初は全面ガラス張り等でするようにしていたんですけど、なかなか見え過ぎるので、一部腰板等にしたいということで、そこで少し減額も出ております。

それから、床の部分ですね、廊下側の部分の床、当然OAフロアにしたんですけれども、OAフロアにしたときに配線等を見積もりでは出していたんですけれども、実際はぐつてみた結果、それほど費用がかからなかったというところで減額が出ているところでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。37ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、次に行きます。

38ページ、10款3項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、39ページ、10款4項1目、2目、3目まで。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

10款4項1目の12節．委託料、キャンプ場管理委託料というところで34万8,000円、ちょっと細かいんですけど、これはキャンプ場の利用者が1.5倍ぐらいに増えて、管理人の方への経費が増えたということで予算計上されていると思います。

これも先ほどに関係するんですけど、物価高騰等で、管理料等についてその辺を加味させた金額になっているのか、あるいはなっていないのであればその辺は検討されたのか、または今後検討されるのか。管理料、年間で契約されているからこの金額なんだというのもあるかもしれませんが、その辺のお考えをお願いします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

管理委託料の内容でございます。

こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいております。毎年、新年度、時間単価の契約となっておりますので、今年度中の内容につきましては単価の変動については検討しておりませんが、新年度予算につきましては、社協のほうからまた見積書等をいただきますので、その段階で検討させていただきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに39ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

なかったら次に行きます。

40ページ、10款4項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、10款5項1目、2目、3目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

12節の委託料、県内プロスポーツ交流事業委託料、このとき、議長もちょっとこの件については言われましたけれども、こういう12月の時点で新規事業として計上される。当然バスケットボールとかサガン鳥栖、オフシーズンにこういうのはされないと思うんですけど、ある程度、当初計画ないし早い段階でこういう企画を提案するとかしてほしいんですけど、オフになったぎ、もう2月はなかけん12月議会じゃ、ちょっと計画性がないなと思えますけど、その辺りはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ふるさと納税の応援メニューの中で御寄附をいただいたものの活用でございます。寄附状況を見ておりまして、今年度御寄附いただいた方への事業化ということで今回お願いしているものでございます。

サッカーにつきましては2月からシーズンが始まりまして、バスケットボールについても

まだシーズン中でございます。それぞれ2月、3月、年度末までに事業を実施させていただきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

だから、ある程度、12月じゃなくて、当初なり6月補正でもいいですけど、初めから計画性を持って企画をしていただきたいというお願いですけど、その辺りをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

来年度以降、計画的にさせていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。

42ページ、11款1項1目。末次議員。

○5番（末次 明君）

資料の55ページをお願いしたいんですけど、これは今年7月の豪雨災害に伴う災害復旧費なんですけれども、②のところの農地農業用施設災害復旧費についてですが、今回は受益者負担が発生したわけですが、まず、この受益者負担金165万8,000円を負担していただけたことに一安心しているんですけども、場合によってはノーと言われて事業に着手できないこともあり、トラブルになることもあるわけです。災害の状況によって負担割合も違ってくると思うんですが、基山町はこういうふうな災害復旧の受益者負担をお願いするとき、大変気を使うと思うんですが、心構えとか決め事というのがあって金額の交渉には行かれるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、災害を受けて、災害対象になるかどうかを地権者の方、あるいは管理者の方と確認をいたします。災害対象になれば、私どものほうで簡単な調査、測量を行い、概算費を算出することになります。その算出した概算費から過去の補助金の率等を計算しまして、今回の場合は8割が、激甚にならなかった場合は前年の災害の影響を含める形で8割程度になるというふうな予測ができましたので、それに対して2割負担のお話をしております。

まず、災害を申請する前にこのお話をしますので、災害査定を国へ申請するときには文書に金額を書いて、かつその承諾書にサインと印鑑をいただくというような形で事業を実施する意向の確認をさせていただいております。その後、査定を受け、工事を発注して、最終的にはまた12月末に農地、あるいは農業用施設の場合は補助金のかさ上げがある場合もありますので、そういったものを計算しまして、最終的に受益者負担金を支払っていただくという形になっております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

最初の査定とか金額で大体100万円ぐらいの負担になりますよとかいうと、その後、金額とかが変わってくることもあるかと思うんですが、そういうふうな細かい交渉というのは、こちらのほうから受益者のほうに出向いて、ちゃんと説明をさせていただいているというわけですかね。場合によっては、いや、そぎゃん上がるならせんとか言われる場合もあるし、今後、基山町の課題は災害復旧のときに受益者負担分はある程度お願いしなくちゃいけないと思うんだけど、そこでノーと言われるときにいかに基山町がしっかり対応させていただいて、納得していただくかというところが大事かと思っているので、ちょっと聞いているわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今言われましたように、農業施設につきましては、井堰があったり、農業用で使われておりますので、過去から施設の補助はそういった維持管理をされている部分についてしか該当しませんので、その辺は御説明をし、また、基山町もそういった受益者負担の仕組みについても御説明をして、御理解をいただいて、農地は個人財産ですが、米の基礎となる部分です

から水稻等の部分になりますので、そういった施設についても農業用施設は必要な施設というところで御説明をして、現時点でも納得をいただいております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に行きます。

43ページ、13款2項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

44ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

45ページ以降、給与費明細書以降に質問があれば、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それでは、ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第40号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第40号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の38ページをお開きください。

39ページ、ありませんか。38ページ、39ページ、40ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

なかったら、事項別明細書に入ります。

事項別明細書3ページ、歳入、7款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページ、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、3 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ以降について質問があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第41号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第41号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の41ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、43ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3 ページ、歳入、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、歳出に入ります。3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第42号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第42号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の44ページをお開きください。

44ページ、45ページについて質疑があれば、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページ、実施計画兼事項別明細書について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか、1 ページ、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3 ページの支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、資本的収入及び支出の収入、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

支出、7ページ。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、9ページ、キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ以降、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、損益計算書。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

それ以降、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第43号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 議案第43号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案

に対する質疑を行います。

追加議案書の1ページをお開きください。

1ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に入ります。

3ページ、歳入、10款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、14款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、18款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、歳出に入ります。

6ページ、4款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、予備費、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ以降、ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第15 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第15. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時48分 散会～